

抗告許可申立理由書

令和 7 年 6 月 26 日

東京高等裁判所第 15 民事部 御中

申立人ら手続代理人弁護士 竹 下 博 將
外 27 名

抗告許可申立の理由は以下のとおりである。なお、略語は原決定の例による。

第 1 抗告許可申立の理由の概要

原決定は、婚姻が有効に成立している日本人夫婦による報告的婚姻届についても戸籍法 74 条 1 号が適用されると解しているが、このような解釈は、婚姻成立後に「夫婦が称する氏」を定めることができない日本人夫婦について、その婚姻の登録・公証を不可能とする結果、戸籍制度に記載され得ない婚姻関係を容認する点において、戸籍制度の根幹を揺るがすものである上、婚姻登録のために必要なすべての措置を義務づける女性差別撤廃条約 16 条 2 項に反するから、戸籍法 74 条 1 号の解釈に関する重要な事項を含む。

第 2 原決定の判断

原決定は、戸籍法 74 条 1 号が報告的婚姻届に適用されたとした上で、「夫婦が称する氏」の記載がない本件届出は受理要件を欠き不適法であるから受

理できないとし、「このことは、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 16 条 2 項…の要請を考慮しても左右されない。」と判示している。

もっとも、原決定は、戸籍法 74 条 1 号が報告的婚姻届に適用される理由について、「適用されないと解する根拠はなく」としか述べていない。

第3 戸籍法 74 条の意義

- 1 戸籍法 74 条は、「婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない」と定めているが、これは、「婚姻は、戸籍法…の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」と定める民法 739 条 1 項を受けたものであって、婚姻の形式的成立要件である婚姻の届出の記載内容を定めるものである。
- 2 これに対し、申立人らのように、通則法 24 条 2 項に基づき婚姻挙行地の法に基づく婚姻の方式を履践（形式的成立要件を充足）して有効に婚姻を成立させた日本人夫婦については、「婚姻をしようとする者」に当たらないことが明白であるから、文理解釈上、婚姻が有効に成立している日本人夫婦による報告的婚姻届についても戸籍法 74 条が適用されると解することはできないこともまた明白である。

第4 戸籍制度の目的と戸籍法 74 条

- 1 「我が国においては、氏名を含む身分事項欄を戸籍に記載して公証する法制度が採られており」（御府大法廷令和 3 年 6 月 23 日決定・集民第 266 号 1 頁所収の深山卓也裁判官ら補足意見）、戸籍制度の目的は、「日本人の身分関係を正確に登録して公証すること」にある（甲 10-1 頁）。

「戸籍が渉外的な身分関係をも処理すべき任務を与えられているにも拘わらず、直接的には国際私法と切断され、民法の附属法として戸籍法が成立し

ている」（澤木敬郎「渉外的身分関係と戸籍」『日本戸籍の特質』371頁）ため、本件のように、渉外的身分関係を処理する際に不都合が生じることは少なくないが、戸籍実務は、身分関係の戸籍への登録という戸籍制度の目的を全うするため、外国における裁判により単独親権者の指定がないまま有効に成立している離婚が成立している場合の親権者欄への記載方法などについて工夫を重ねてきたのであって、戸籍法74条の解釈に当たっても、戸籍制度の目的である婚姻関係の戸籍への登録・公証を不能ならしめることのないように合目的にされなければならない。

2 戸籍法74条1号は、「夫婦が称する氏」を届出に記載することを求めていところ、申立人らのように互いの意思を尊重して「夫婦が称する氏」についての協議が調わない日本人夫婦だけでなく、婚姻成立後の事故や病気等のために協議が調うことがおよそ期待できない場合は少なくなく、「夫婦が称する氏」を届出に記載できないために婚姻の登録・公証が不可能となる事態が容易に想定されるのであるから、婚姻が有効に成立している日本人夫婦による報告的婚姻届についても戸籍法74条1号が適用されると解することは、戸籍制度の目的そのものを損なうものであって、相当性を欠くと言わざるを得ない。

3 このように、戸籍制度の欠陥を容認する戸籍法74条1号の解釈は、それ自体、法解釈としての重要な事項を含むものであって、最高裁判所による統一的な法解釈がされなければならないものであることが明らかである。

第5 女性差別撤廃条約16条2項と戸籍法74条

1 繰り返しになるが、女性差別撤廃条約16条2項は、「公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない」と定め、有効に成立している婚姻関係の戸籍制度（公の登録所）への登録を要請している。この点は、原決定においても、考慮される

べき「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 16 条 2 項…の要請」であることを認めている。

2 前述のとおり、戸籍法 74 条 1 号が報告的婚姻届に適用されるとすると、「夫婦が称する氏」を届出に記載できないために婚姻の登録が不可能となる事態が容易に想定されるのであるから、婚姻が有効に成立している日本人夫婦による報告的婚姻届についても戸籍法 74 条 1 号が適用されると解することは、女性差別撤廃条約 16 条 2 項の要請にもかかわらず、戸籍への登録がされ得ない婚姻を容認し、「婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられていない事態を作出するのであるから、相当性を欠くと言わざるを得ない。

3 このように、戸籍への登録がされ得ない婚姻を容認する戸籍法 74 条 1 号の解釈は、女性差別撤廃条約 16 条 2 項に基づく必要な立法措置が一部採られていなかった（したがって、その不備を直ちに是正すべき立法上の義務が生じる）という重大な結果を招くのであるから、最高裁判所による最終的な法解釈が示されなければならないことは当然である。

以上